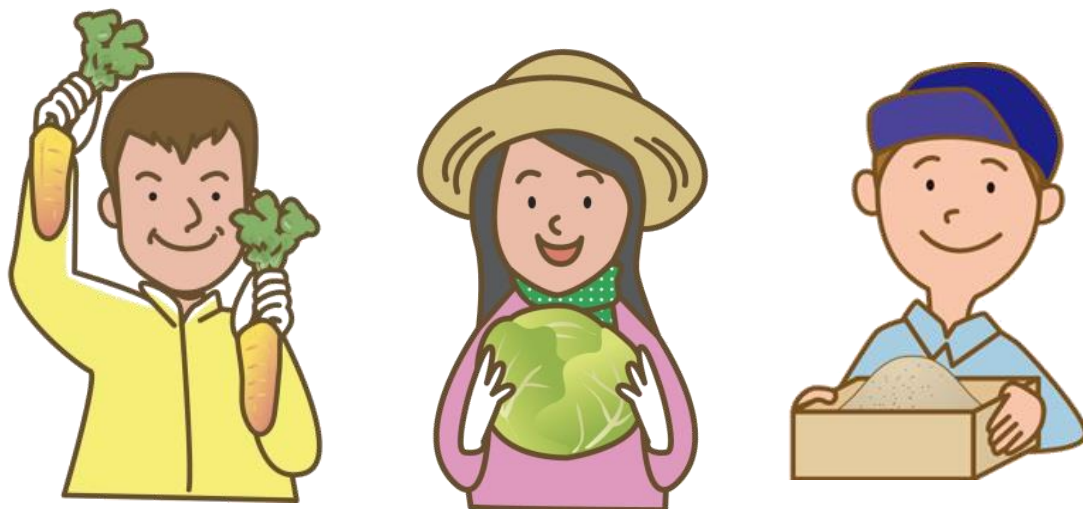


# 地域で環境にやさしい農業に 取り組むみなさまへ

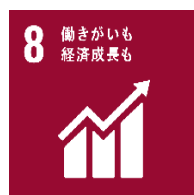
令和  
5年度

## 日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて、地域内の生物を守ろう！



# 環境保全型農業直接支払交付金について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

※ 本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町もあるため、農地の所在する市町に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

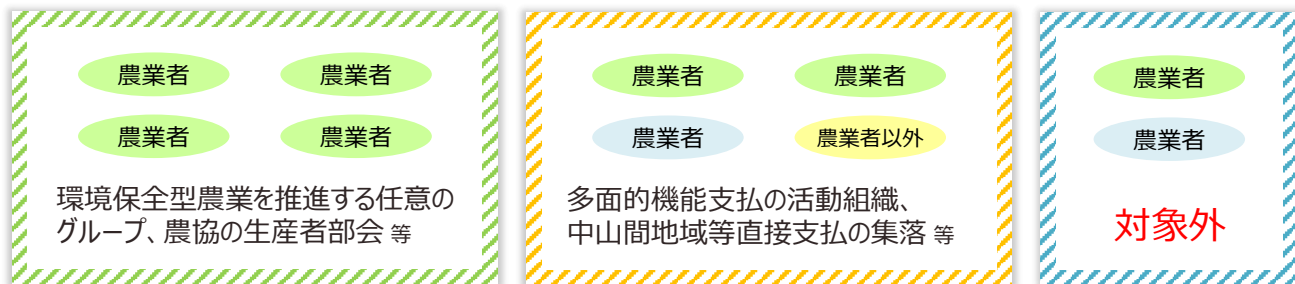
## 対象者（申請主体）

### ① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

<農業者団体の例>

同一団体内に、環境保全型農業直接支払交付金（以下、環境直払）の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



農業者 は、環境直払の対象活動に取り組む農業者

農業者 は、環境直払の対象活動に取り組んでいない農業者

### ② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、市町が特に認める場合に対象になります。

- ▶ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ▶ 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

## 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ みどりのチェックシートの取組を実施していること
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと

# 環境保全型農業に取り組むみなさまへ

## 環境保全型農業直接支払交付金では「みどりのチェックシート」の取組を交付要件としています。

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指し「みどりの食料システム戦略(令和3年5月)」を策定しました。

本戦略は、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)や環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつある中で、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すものです。

本交付金においては、実施すべき持続可能な農業生産に係る取組を定めた「みどりのチェックシート」の取組を実施していただくことを交付要件としています。

### 取り組んでいただく内容

#### ステップ みどりのチェックシートの取組に関する指導・研修を

##### 1 受けてください。

- 地方公共団体が主催する研修
- GAP指導者による指導
- 農林水産省提供のオンライン研修
- 民間団体が主催する研修 など

※上記いずれかの指導・研修を受けてください。

受講証等、指導・研修を受けたことが確認できるものを提出していただきます。



#### ステップ みどりのチェックシートの取組を実施してください。

ステップ1の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、取組を実施します。

- 化学合成農薬の使用量低減
- 化学肥料の使用量低減
- 温室効果ガス・廃棄物の排出削減
- 農作業安全



作業中断時はエンジン停止！  
シートベルトもしっかり着用！

#### ステップ みどりのチェックシートを提出してください。

「みどりのチェックシート」の取組の全ての項目を実施し、□欄に✓を記入します。  
(ただし、該当しない場合は除きます)

※関連書類をご自身で保管してください。

みどりのチェックシートの取組を行ったことを証明する書類を保管してください。

(ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合は不要です)

## みどりのチェックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄には/（斜線）を記入してください。

【化学合成農薬の使用量低減】
<input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録を保存
<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)
<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)
<input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)

【化学肥料の使用量低減】
<input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録を保存
<input type="checkbox"/> 有機物の施用 (堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)
<input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】
<input type="checkbox"/> 電気・燃料の使用状況の記録を保存
<input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省工事に留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)
<input type="checkbox"/> 廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)

【農作業安全】
<input type="checkbox"/> 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)
<input type="checkbox"/> 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護員の着用、機械・器具の操作方法確認等)

▶ 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は、認証書の写しを提出することで、「指導・研修の受講」及び「みどりのチェックシートの提出」を省略することができます。

# 支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

**!** 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。  
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種※3	〔前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組〕	3,000円/10a
長期中干し※4	〔14日以上の中干しを実施する取組〕	800円/10a
秋耕※4	〔主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組〕	800円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。

※3 対象作物は、麦(小麦、二条麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆です。

※4 対象作物は、水稲です。

取組拡大加算	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a

## 取組の環境保全効果の例

### 【地球温暖化防止】

農地に還元された堆肥やカバークロップの一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。



### 【生物多様性保全】

化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献します。





# 農業者団体等が行う申請手続の流れ

## 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定 **【令和5年6月末まで】**

農業者団体の構成員が取り組む対象活動※1の面積や推進活動の計画を記載し、市町から事業計画の認定を受けてください。

**前回の計画認定が平成30年度の場合、令和5年度に改めて計画の認定を受けてください。**

令和元年度から令和4年度の間計画の認定を受けている場合、認定された計画の内容に変更があれば、市町に計画変更の申請又は届出※2を行ってください。

※1 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて「対象活動」といいます。

※2 変更する内容により手続きが異なります。

## 交付申請書の提出 **【毎年度】** **【市町が定める日まで】**

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

### <対象活動、推進活動の実施>

カバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

## 実施状況報告書等の提出 **【令和6年1月末日まで】**

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、みどりのチェックシートや生産記録等の必要書類をまとめて提出してください。

※ 令和6年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

## 実績報告書の提出 **【市町が定める日まで】**

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

**県や市町が取組内容を確認後、交付金が支払われます。**

## 営農活動実績報告書の提出 **【令和6年4月末まで】**

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

## お問い合わせ先

県の機関名	お問い合わせ先	連絡先（電話番号）
西部農林水産事務所	農村振興課産地推進係	082-513-5417
西部農林水産事務所呉農林事業所	農村振興課産地推進係	0823-22-5400（代）
西部農林水産事務所東広島農林事業所	農村振興課産地推進係	082-422-6911（代）
東部農林水産事務所	農村振興課産地推進係	084-921-1663
東部農林水産事務所尾道農林事業所	農村振興課産地推進係	0848-25-4651
北部農林水産事務所	農村振興課産地推進係	0824-72-2024
広島県庁農林水産局農業技術課	農業生産管理グループ	082-513-3585

環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳しいパンフレットなどはホームページ（[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/mainp.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html)）に掲載しています。また、取組を行う上での詳細な要件などは、取組を行う農地が所在する市町にご確認ください。

